

静労発基 1120 第 1 号の 2
令和 5 年 11 月 20 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



令和 5 年度静岡年末年始無災害運動の実施について

労働行政の運営につきましては、平素より格別のご理解、ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、静岡県内では令和 5 年 10 月末現在において労働災害により 19 人もの尊い命が失われています。このうち墜落、転落により死亡した労働者が 5 人、次いではさまれ、巻き込まれにより死亡した労働者が 3 人と昨年同様、この 2 つの事故の型を起因とした事故で多くの労働者の方々の命が失われています。休業 4 日以上の死傷者数は 10 月末現在 4,080 人と前年同期に比べ 250 人（7%）減少している。新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、52 人（2%）減少しています。このうち、転倒災害については、10 月末現在の死傷者数は 840 人と前年同時期に比べ 12 人（3%）減少しているものの、全死傷者数の 25%と多くを占めており、前年度の同運動期間中の転倒災害による死傷者数は 137 人と昨年同様全死傷者数の 28%を占め、年末年始に転倒災害が増加する傾向にあります。

このような状況において、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の 3 つの労働災害防止を重点実施事項として、

『働き方 変われど変わらぬ安全第一 みんな笑顔の年末年始』

をスローガンに、「令和 5 年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場と共に本運動を積極的に展開して頂きますようお願い申し上げます。

なお、同封しました年末年始無災害運動のポスターの掲示等につきましても重ねてお願い申し上げます。

<https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/roudou/anzen/R5-nenmatsu.html>



令和5年度 静岡年末年始無災害運動実施要領

1 趣旨

令和5年度静岡年末年始無災害運動は、年末年始を無事故で過ごし、誰もが明るい新年をスタートできるように、慌ただししい時期だからこそ基本的観点に立ち返り、労働災害防止対策を推進していくことを目的としている。

静岡県内では労働災害により令和5年10月末現在で19人もの尊い命が失われている。このうち墜落、転落により死亡した労働者が5人、次いではさまれ、巻き込まれにより死亡した労働者が3人と昨年同様、この2つの事故の型を起因とした事故で多くの労働者の方々の命が失われている。

休業4日以上死傷者数は10月末現在で4,080人と前年同期に比べ250人(7%)減少している。新型コロナウイルス感染症によるものを除くと、52人(2%)減少している。転倒災害については、10月末現在の死傷者数は840人と前年同時期に比べ12人(3%)減少しているものの、全死傷者数の25%と多くを占めている。また、前年度と同運動期間中の転倒災害による死傷者数は137人と昨年同様全死傷者数の28%を占め、年末年始に転倒災害が増加する傾向にある。

このような状況の中、「転倒」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」の災害防止を重点実施事項とし、以下の基本的観点に立ち「令和5年度静岡年末年始無災害運動」を県下一斉に展開することとする。

2 基本的観点

- いかなる時代にあろうとも、「労働災害は本来あってはならないもの」であり、労働災害防止は企業の社会的責任であること。
- 「安全最優先」の思想は先人の尊い犠牲によるものであり、「安全のルール」はその貴重な教訓であること。
- 一人の不安全行動は、他の人の不安全行動を招き、多数の災害を誘発するおそれがあること。
- 無事故の帰宅は、本人を取り巻くすべての人の当然かつ切なる願いであること。

3 スローガン

『働き方 変われど変わらぬ安全第一 みんな笑顔の年末年始』

4 実施期間

令和5年12月1日から令和6年1月15日

5 主唱者

静岡労働局、管下各労働基準監督署、(公社)静岡県労働基準協会連合会、県下各労働基準協会、建設業労働災害防止協会静岡県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会静岡県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会静岡県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会東海総支部清水支部、(一社)日本ボイラ協会静岡支部、(一社)日本クレーン協会静岡支部、(公社)建設荷役車両安全技術協会静岡県支部、(独)労働者健康安全機構静岡産業保健総合支援センター、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会静岡支部

- 6 事業場が実施する重点実施事項
 - (1) 「静岡労働局ぬかづけ運動」に基づく転倒災害の防止
 - (2) 墜落・転落危険箇所の把握と災害防止措置の徹底
 - (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止のための機械設備等の総点検と整備
- 7 事業場が実施する共通対策
 - (1) 経営トップの参加の下に、職場の安全衛生パトロールを実施する等、職場内における安全衛生活動の総点検の実施
 - (2) 4-S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の徹底
 - (3) 非定常作業（機械設備等の清掃・点検・補修など）における作業方法の確認と災害防止措置の徹底
 - (4) 年末の交通安全県民運動（12月15日～12月31日）の推進、交通労働災害防止ガイドラインに基づく対策の推進
 - (5) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター等の職場ごとでの掲示
- 8 各労働災害防止団体等が実施する事項
 - (1) 会員事業場に対する本運動の趣旨の周知徹底
 - (2) 安全衛生パトロールの実施等、会員事業場の自主的な安全活動の支援
 - (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスター及び各団体等が独自に作成する資料等の配付
- 9 静岡労働局が実施する事項
 - (1) 新聞等の報道機関、機関紙、ホームページなどを通じたの広報
 - (2) 県市町、労働災害防止団体、事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
 - (3) 労働局長等による安全衛生パトロールの実施
 - (4) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの労働災害防止団体等と連携しての各事業場での掲示依頼
- 10 各労働基準監督署が実施する事項
 - (1) 労働災害防止団体の分会、労働災害防止協議会及び事業者団体等への会員事業場における取組についての依頼
 - (2) 署幹部による安全衛生パトロール等の実施
 - (3) 「静岡年末年始無災害運動」ポスターの説明会等の機会における配付
 - (4) 労働災害多発業種及び事業場等に対して、災害の実態に応じた監督指導等の実施